

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書等の開示請求

異議申立人は、平成23年5月10日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「大和郡山広陵線における年度別用地買収金額」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定等

平成23年5月24日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書及び公文書として、郡山土木事務所で保管している県道大和郡山広陵線に係る土地取得台帳を特定した上で、以下のとおり決定及び回答を行った。

- (1) 昭和37年度分から平成7年度分までに係る土地取得台帳については、任意開示することとした旨の回答を行った。
- (2) 平成8年度分から平成12年度分までに係る土地取得台帳については、次のア開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の公文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、イ開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

ア 開示しない部分

- (ア) 借地権設定がある土地についての借地権に係る補償額
- (イ) 借地権設定がある土地に係る補償額

イ 開示しない理由

条例による改正前の奈良県情報公開条例（平成8年3月奈良県条例第28号。以下「旧条例」という。）第10条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため

- (3) 平成13年度分から平成22年度分までに係る土地取得台帳については、次のア開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定を行い、イ開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

ア 開示しない部分

- (ア) 永小作権設定がある土地についての永小作権に係る補償額
- (イ) 永小作権設定がある土地に係る補償額

(ウ) 永小作権の割合

イ 開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮問

平成23年7月1日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成23年5月24日付け郡土第119号による県道大和郡山広陵線に係る土地取得台帳の一部開示決定処分取消しを求めます。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

借地権に係る補償額及び借地権設定がある土地に係る補償額も公費の支出であるため開示すべきである。

一般人であれば、おおよその見当をつけることができ開示できるとしているが、借地権設定のある土地も同様と思います。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

実施機関は、本件決定の対象文書として、「郡山土木事務所で保管している県道大和郡山広陵線に係る土地取得台帳（平成8年度分から平成12年度分まで）」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

本件公文書は、用地事務処理要領（昭和49年4月1日制定）第56条により、用地取得に関する事務を記録するため備え付けることとされたものである。

2 不開示の理由

土地の買収価格は、旧条例第10条第2号の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別されるもの」に該当するが、地価公示法第6条の規定による公示価格や近傍類地の取引価格等に基づき算定され、一般人であればおおよその見当をつけることができるものといふことができ、同号ただし書イの「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当する。

実施機関では、公共事業に必要な土地等の取得又は土地等の使用に伴う損失の補償については「奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準」（平成11年4月1日施行。以下「奈良県基準」という。）を定めている。奈良県基準では、本件不開示情報に係る借地権の補償額の算定については、正常な取引価格をもって補償するものとされ、借地権に係る正常な取引価格は、近傍類地に係る借地権の取引価格を基準とするが、その価格は借地権の内容により大いに異なるものであるため、当該借地権の目的となっている土地の価格及び当該借地権に係る借地料、権利金、権利の存続期間その他の契約内容、収益性、使用の態様等を総合的に比較考量して算定するものとされている。

しかし、上記の算定に当たっての具体的取扱いについては明示しておらず、実務上は、公共用地の取得は話し合いによる任意取得を前提とすることから、起業者において、当該地周辺の借地権の取引事例、借地権者の立退き料、土地所有者による借地権の買戻し状況等を調査し、当該地周辺の一般的、標準的な借地権割合を関係者に示し、主として土地所有者と借地権者との間で契約の経緯、契約の内容によりその割合を協議し、両当事者間で協議により決められた割合をもって借地権割合としている。したがって、借地権に係る補償額は、一般人ではおおよその見当をつけることができるものとはいえず、同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ア及びウに該当しないことは明らかである。

そこで、借地権設定がある土地についての借地権に係る補償額及び借地権設定がある土地に係る補償額は旧条例第10条第2号に該当する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

旧条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県民本意の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の公文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この公文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、旧条例第10条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判

断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が、不開示情報を規定する旧条例第10条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件公文書について

本件公文書は、用地事務処理要領第56条の規定により、用地取得に関する事務を記録するため備え付けることとされている平成8年度から平成12年度までの県道大和郡山広陵線に係る土地取得台帳である。

本件土地取得台帳には、実施機関が所得した土地ごとにその所在、現況地目、面積、単価、取得金額、所有者の住所氏名、契約締結年月日等が記載されている。また、借地権設定がある土地については、借地権者の住所氏名及び借地権に係る補償額が記載されている。

3 旧条例第10条第2号該当性について

旧条例第10条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、学歴、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報」、「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「ウ 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件不開示情報については、旧条例第10条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

実施機関が公共事業に必要な土地を取得する場合、当該土地の取引価格は地価公示法第6条の規定による公示価格や近傍類地の取引価格等に基づき算定され、当該価格は、当該土地の客観的性状から推認し得る一定の範囲内の価格であることから、一般人であればおおよその見当をつけることができるので、借地権設定のある土地についても買収金額の総額については、既に単価及び面積は開示されている。しかし、実施機関の説明によると、土地所有者と借地権者間の買収金額の総額の案分については、実務上、当事者間の協議により決定することとしていることから、一般人ではおおよその見当をつけることができるものとはいえないとのことである。

そうすると、本件不開示情報は、個人の財産の状況に関する情報であることから、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別される情報であり、旧条例第10条第2号本文に掲げる情報に該当する。また、一般人ではおおよその見当をつけることができるものとはいえないことから、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」ではないので同号ただし書イに該当しない。さらに、「法令等の

規定により何人でも閲覧することができる情報」及び「法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」ではないことから、同号ただし書ア及びウのいずれにも該当しない情報である。

したがって、本件不開示情報については、旧条例第10条第2号の不開示情報に該当する。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 7月 1日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成23年 8月 8日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年 8月30日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成23年12月13日 (第150回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成24年 1月31日 (第151回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成24年 3月16日 (第152回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成24年 5月15日 (第153回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成24年 5月25日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐろ よしひこ 石黒 良彦	弁護士	会長代理
いしだ ひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学教授（憲法）	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長